

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

### ～以前受けた資格講座の返金ができると言われ...～

#### 《相談内容》

8年前に行政書士の通信教育を受講した。代金は完済したが、資格は取れなかった。最近、同じ業者かどうか分からないが、電話で「手続きをすれば、以前受けた資格講座の返金ができます。」と言われた。

内容が分からないので資料を送ってもらったところ、40万円もする旅行関係の資格取得講座の契約書だった。どうすれば良いか？

#### 《アドバイス》

過去に資格講座を受講した人に対して、「過去の講座が終わっていない」とか「過去の講座の返金ができる」などと言って、新たに資格講座を勧誘する電話がかかることがあります。また、「過去の受講データの削除」と称して金銭を要求することもあります。

家庭や職場に執拗に電話がかかり、根負けして高額な契約を結ばせる、資格講座の「二次被害」はいまだに根強くあります。

そもそも、前に受けた講座と新たに勧誘された講座の契約には、何の関係もありません。あたかも過去の契約に関連があるように話し、高額な資格講座を契約させようとしています。勧誘業者が何らかの方法で過去の受講リストを入手している可能性があります。

相談者には、資格商法のこうした問題点を説明して、「二次被害」に遭わないように十分注意することと、今後電話が来てもきっぱりと断るよう助言しました。

電話勧誘され契約した講座は、契約書面を受けてから8日以内であれば、クーリング・オフが可能となります。



## 生活情報ファイル

### ～配達記録郵便を使用した、架空の「督促状」にご注意～

架空請求は、ハガキや電子メールが主流ですが、配達記録（封書）によるものもあります。昨年秋ごろから県のセンターに相談があり、今年4月には集中的に相談が入りました。

特徴としては、次のとおりです。



- ・配達記録（封書）で届く
- ・内容は、数年前の「有料情報番組」の「支払督促状」
- ・10万円前後の「請求」
- ・過去に使用していた、実際のメールアドレスや携帯電話の番号が記載
- ・郵便局（ゆうちょ銀行）の払込取扱票が同封
- ・「3日以内」と短期間に連絡するよう指示がある

身に覚えのない請求は無視するのが鉄則。

一人で思い悩み、慌てて振り込んだりしないようにしてください。

不安に思えば、身近な人や最寄の消費生活相談窓口にご相談ください。

## くらしのまめちしき

### ～知らないと損する!? パケット料金～



「ケータイ（携帯）」はもはや電話ではありません。メールやインターネット、音楽を聴くなど肌身離せないものになっています。気になるのが料金のこと。「有料サイトを使用した訳でもないのに、何でこんなに料金がかかるの？」と驚かれたことありませんか？

それでは、こんなことに心当たりはありませんか？

- ・携帯電話でゲームをしたり、音楽をよく聞いている。
- ・携帯電話をパソコンに接続して、インターネットを長時間見ている。

キーワードは「パケット料金」です。

#### ■パケット料金とは

使用している情報の「大きさ（容量）」ごとに料金がかかる。それが「パケット料金」です。携帯電話では画像などを送受信する時に、大きな情報をいくつか分割して送っています。その分割された単位がパケットです。例えば、4分割しなければならない情報は、「4パケット分」の情報となります。

ちなみに、1パケットの容量は128バイト（B）。全角のカナで64文字分です。

（分割した情報を識別するデータなどが必要で、実際には64文字より少なくなります。）

次に、情報媒体の大きさの目安です。（使用する情報媒体によって、逆転する場合もある。）

データ量小 ← 文字 < 画像（鮮明度が高いほど大） < 動画 < 音声（音楽） → データ量大

意外と大きいのが音声で、「着うた（着信メロディーの歌版）」になると<sup>メガバイト</sup>▽MB（1MBは100万バイト）になり、一度ダウンロードすると数千円単位になります。数曲入れると、軽く1万円を越えてしまいます。（サイト使用料は別）

動画のゲームや「着うた」を多く利用する場合は、パケット定額制を利用することをお勧めします。（注：携帯の名義人が保護者の場合は、保護者がパケット定額制に入る必要があります。）

#### ■パケット定額制の「落とし穴」

携帯電話で見るホームページは、データの容量を抑えるため、パソコンで見るものより簡素化されています。

パソコンを携帯電話に接続してサイトを閲覧したり、動画のダウンロードなどを行った場合、当然、相当額のパケット料金がかかります。

この場合のパケット料金は、「パケット定額制」の対象外とされていますので、注意が必要です。（一部の携帯電話会社を除く）海外への通信も同様です。

このことを知らずに利用しているケースも目立ちます。（数時間見続けて、120万円（!）請求されたケースが、昨年話題となりました。）

携帯電話はもっとも身近で、かつ、複雑な契約です。

自分の使用状況にあった料金プランを調べ、分からないことは販売員や携帯電話会社に聞き、こまめに料金をチェックしましょう。

手間ひまを惜しまないことが、料金節約の近道です。



発行元：広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいても構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷（A4判）しても使用できます。